高齢者安全運転支援装置設置費補助制度

対象を65歳以上に拡大しました！

問　くらし安心課(☎62-1010)

高齢者のアクセルとブレーキの踏み間違いによる交通事故を防止するため、65歳以上の高齢者を対象に、自動車に後付けできる安全運転支援装置の購入および設置費用の一部を市と県で補助します（1人1台）。

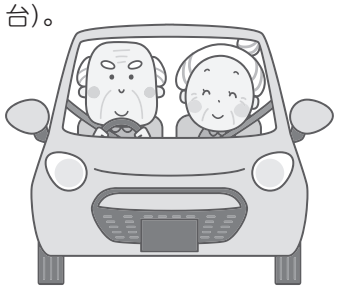

補助額　装置購入および設置費用の9割(1,000円未満切り捨て、上限60,000円)

〔このうち県の補助額　▶ 障害物検知機能付き…上限16,000円
▶ 障害物検知機能なし…上限 8,000円〕

※国のサポカー補助金との併用可

補助のイメージ

障害物検知機能付き　〈例〉装置購入設置費：100,000円の場合

国	市・県	個人負担
(購入時に店頭価格から値引き) **定額40,000円**	9割(上限60,000円) **54,000円**	**6,000円**

店頭での支払額　60,000円

障害物検知機能なし　〈例〉装置購入設置費：50,000円の場合

国	市・県	個人負担
(購入時に店頭価格から値引き) **定額20,000円**	9割(上限60,000円) **27,000円**	**3,000円**

店頭での支払額　30,000円

対象者	**次のすべてに該当する人** ▶令和3年3月31日時点で満65歳以上(昭和31年4月1日以前生まれ) ▶申請日において市内に住所を有していること ▶車検証の使用者と同一であること　▶有効期限内の自動車運転免許証を保有していること ▶市税および自動車税を滞納していないこと　▶以前にこの補助金を受けていないこと
対象装置	**国土交通省の性能認定を受けた、後付けのペダル踏み間違い急発進等抑制装置であって、県内の認定取扱事業者が販売および設置した装置** ※自動でブレーキが作動するものではありません。 ※設置できる車種、装置の機能については、直接事業者にお問い合わせください。 ※認定取扱事業者は、(一社)次世代自動車振興センターHPの「後付け装置を取付ける店舗等の一覧」で確認してください。
対象自動車	**補助対象者が運転する、次のすべてに該当する自動車** ▶車検証に自家用と記載されているもの　▶車検証の「使用の本拠の位置」が市内であるもの
申請方法	**店舗で装置を取り付け後、次のすべての書類などを直接、くらし安心課へ。** ▶申請書兼請求書(くらし安心課で配布・市HPでダウンロード可)　▶車検証のコピー ▶安全運転支援装置販売・設置証明書(認定取扱事業者が発行)　▶領収書・レシートのコピー ▶自動車運転免許証のコピー　▶住民票の写し(コピー不可) ▶市税の完納を証する納税証明書(コピー不可)　▶印鑑(スタンプ印不可)
申請期間	▶設置日が4月1日～12月30日の場合…設置日の翌日から起算して90日以内 ▶設置日が12月31日～令和3年3月31日の場合…令和3年3月31日まで